

○岡山県環境基本条例施行規則

平成九年三月二十五日

岡山県規則第十三号

岡山県環境基本条例施行規則を次のように定める。

岡山県環境基本条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県環境基本条例(平成八年岡山県条例第三十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二〇規則一四・一部改正)

(提言書の記載事項)

第二条 条例第二十七条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 提言者の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
- 二 条例第二十五条第三号の規定により提言を行うものにあつては、勤務先の所在地
- 三 条例第二十五条第四号の規定により提言を行うものにあつては、在学している学校の所在地
- 四 条例第二十五条第五号の規定により提言を行うものにあつては、知事等の施策に対する利害関係の内容
- 五 提言する事項の条例第二十六条各号の該当の有無

(公表に当たつての個人及び法人その他の団体の情報の保護)

第三条 岡山県環境審議会は、条例第二十七条第九項の規定による提言及び調査審議の状況の公表に当たつては、個人及び法人その他の団体の情報の保護について配慮しなければならない。

(平二〇規則一四・旧第七条繰上・一部改正)

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成一〇年規則第二七号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年規則第二八号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第一四号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。